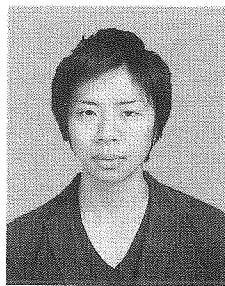


明海大学 不動産学部

## 不動産の不思議

第27回

学生たちの視点と発見



西浦 壱太

大学院1年

総合・政策

洗濯機が玄関脇に置かれたアパートを見ることがある。写真は浦安市で見た例だが洗濯機は砂埃を被り、不快感を覚えた。まず、端正な住宅地の風格を損ねている。また、共用部分における私物の管理責任はどうなるのか。汚れた洗濯機を掃除するためのルールと実行者を決める必要があるが、厄介そうだ。

洗濯機置場のために共用通路は自転車一台が通れる幅しかない。住人がすれ違つてしまわない。避難通路の確保という法的な問題も抱え

う項目があることから、日本には洗濯機置場が屋外にある物件が多数存在する。しかし物件検索サイトを見ると、「室内洗濯機置場」という項目があることから、日本には洗濯機置場が屋外にある物件は古在すると思われる。

【学生の目】

賃貸建物には賃借人が排他的に利用する専用部分、賃借人が共同で使う共用部分、賃貸人が管理のために使う管理部分で構成されるが、多くのアパート建築はこの区分が十分でない。まず、サービスを提供する人

だ。専用部分を少しでも広く使いたいことに加え、防水パンが開発され

る前は漏水のリスクが大きく、屋外設置が一般的な時期があったからだが、現実問題にどう対応すればよいだろうか。専用部

分に洗濯機置場を追加するには工事

## 共用ランンドリーが必要では

や機材のための管理部分がない。次に、共用部分は専用部分で不足する

機能を補つて建物を豊かに使うため内に場所の確保は難しい。

まず、外から見えないようにすべきだ。共用通路と道路の間に目隠しとなる植栽を配置するのも一法だ。

次に、いずれ空室を免れないのであ

に貸主が付加的サービスを提供する空間であるにもかかわらず、廊下や階段など最低限の機能しかない。アメリカではランドリーは家主が提供するサービスとして地下室など共用部分に準備される。比較すると日本

の賃貸住宅の多くは、住むための箱洗濯機は賃貸人、賃借人いずれが

の場となる。周囲にも配慮し敷地内にも配慮する。これから

らうか。

【教員のコメント】

状況が混沌とする原因に、秩序をもたらす原則がない、原則はあるが例外が多い、規律を守らないの3つがある。共用部分の私物設置は2番目に見えて実は1番目だ。経営者、設計者に不動産の知見を供与する必



玄関脇に置かれた洗濯機

る。しかし物件検索サイトを見ると、「室内洗濯機置場」という項目があることから、日本には洗濯機置場が屋外にある物件は古在すると思われる。

を提供するだけの

ように思える。

洗濯機置場が屋外にある物件は古

いものが多いよう

だ。専用部分を少

しでも広く使いた

いことに加え、防

水パンが開発され

る前は漏水のリス

クが大きく、屋外設置が一般的な時

設置してつかまわない。洗濯の度に

外に出る、夜間の騒音、洗濯物の盗

難などの問題が解決でき、女性に優

しいアパートになるだろう。また、

ランンドリーは「ミニユニケーション

の場となる。周囲にも配慮し

敷地内にも配慮する。これから

らうか。